

地方税改革（とりわけ法人税改革）が 都市財政に与えてきた影響

東京大学名誉教授 神野直彦

2014 年 9 月 24 日

1. 地方財政審議会の政府間財政関係にかかわるスタンス

(1) 経済財政運営と改革の基本方針 2014

経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（抄）

（平成26年6月24日閣議決定）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(3) 地方行財政制度

(基本的な考え方)

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。経済再生と財政健全化の両立を実現するためには、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、都市機能の集積化、財源確保に向けて、積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取組を加速して進めていく。

(地方財政改革の推進)

「中期財政計画」に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ、地方の税収動向等も踏まえて、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、地方財政の健全化を図る。

歳入については、地域再生の進展を確かなものとしながら、地方税の増収を図る。また、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。歳出については、国の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保するなどメリハリを効かせて重点化・効率化を図る。

第4章 平成27年度予算編成に向けた基本的考え方

2. 平成27年度予算編成の基本的考え方

平成27年度予算については、本基本方針、「『日本再興戦略』改訂2014」、「中期財政計画」を踏まえ、平成26年度予算に引き続き、民需主導の経済再生と財政健全化目標の双方の達成を目指し、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。

(2) 財政制度審議会の意見

財政健全化に向けた基本的考え方（抄）

平成26年5月30日 財政制度等審議会

2. 地方財政

(1) 地方財政計画の歳出見積等の適正化

地方財政計画においては、国が財源保障する仕組みとなっていることを踏まえ、標準的な歳出を計上することとなっている。こうした観点から、現行の地方財政計画の歳出項目をみると、地方の一般財源ベースで年間2.2兆円以上の節減が可能となっている。

(2) 地方の一般財源総額について

20年秋のリーマン・ショック以降、地方税収等と地方交付税等をあわせた地方の一般財源総額を高い水準で実質的に維持する観点から、地方財政計画の歳出において一般行政経費単独事業や歳出特別枠が増額されてきたほか、上述したような本来適正化すべき個々の歳出項目等の見直しが十分に行われていない。

(3) 地方交付税の別枠加算について

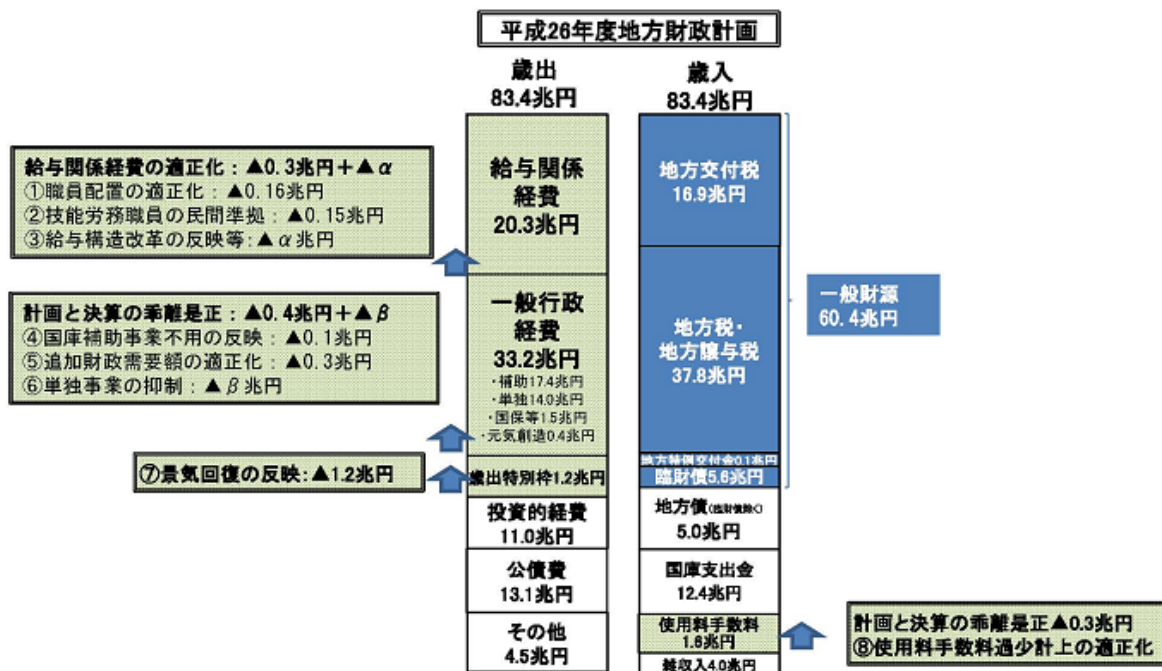
地方の財源不足を国・地方折半で対応する折半ルールを超えた国の借金による交付税の上乗せ増額（別枠加算等）は、21年度から25年度において毎年度1兆円以上の規模で行われており、26年度地方財政計画においても0.6兆円が残っている。これにより、21年度以降、地方の財源不足は国の借金6割で対応してきているが、交付税の別枠加算は、地方の財源不足を国・地方折半で対応する折半ルールを基本としてきた中であって、臨時異例の措置である。

27年度の取扱いは、地方の税収の動向等を踏まえて検討することとされているが、27年度の地方の税収（地方税、地方譲与税及び地方法人税の合計額）は、自然増収を加味せずとも39兆円を上回り過去最高水準に達すると見込まれ、これ以上、臨時異例の措置である別枠加算を存置すべき理由がない。地方の税収動向を確認した上で着実に廃止すべきである。

H26.5.30 財政制度等審議会資料

地方財政計画で適正化すべき事項

- 地財計画における歳出計上等の適正化により、一般財源は▲2.2兆円以上の削減が可能。
- 地財計画の計上適正化等を速やかに行い、地方の一般財源総額の水準に反映すべき



(3) 地方財政審議会の意見

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見（概要）①

平成26年6月5日 地方財政審議会

はじめに～幸せ・安心・元気を津々浦々に～

現在までの状況

- ・ 昨年の意見で示した目指すべき地域の姿
 - ＝ 住民の幸せ・安心をもたらす、地域の元気を創造
- ・ 政府は平成26年度地財計画で歳出・財源を確保
- ・ 現在、各地方自治体が幸せ・安心・元気の取組中

本意見の位置づけ

- ・ 全国津々浦々に及ぼすため地方自治体の取組を一層推進する必要
- ・ 今後、骨太の方針の策定見込み等



地方自治体の役割と地方税財政改革の方向を提示

第一 地方税財政の現状

1. 目指すべき地域の姿と地方自治体の役割

（住民に身近なサービス提供と経済活性化を担う自治体）

- ・ 我が国の行政サービス提供の担い手は地方自治体
- ・ 地方自治体は、国庫補助事業と地方単独事業の2つのセーフティネットを組み合わせ、住民に提供

（主体的に取り組む自治体）

- ・ 地方分権改革が進展。地方自治体は、多様性の中で、自らの発意により、主体的な取組を行うことが重要に
- ・ 主体的な取組を可能とする地方財政基盤の構築が必要

2. 地方税財政の現状

（地方は、これまで国を上回る歳出抑制努力）

- ・ 国の歳出は増加する一方、地方の歳出は、国の制度に基づく社会保障関係経費の増加を、給与関係経費及び投資的経費（単独）の削減で吸収。歳出特別枠を含めて横ばい
- ・ 社会保障関係を含む地方単独事業は据置き

（地方財政は依然として厳しい状況）

- ・ 巨額の財源不足、臨時財政対策債残高の増

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見（概要）②

第二 地方税財政改革の方向

1. 地方の役割を踏まえた地方財源の確保

（地域経済の活性化による地方税の充実）

- ・ 「地域の元気創造プラン」による経済成長、「地方中枢拠点都市圏」、「定住自立圏」、「集落ネットワーク圏」の広域連携

（地方の役割に応じた歳出計上と一般財源総額の充実）

- ・ 歳出全体の見直し・効率化を図りつつ、必要な歳出を確保
- ・ 地方分権改革の進展により、地方自治体の主体的な取組が求められることとなるため、一般財源総額の充実が必要

（財政制度等審議会でも提示された論点に対する考え方）

- ・ <地財計画の歳出全般> 地方歳出の大部分は国の制度に基づくもので、地方歳出の抜本的な見直しには国の制度の見直しが必要
- ・ <給与関係経費> 従来と同様には地方公務員数の削減が困難（別に級別職員構成や技能労務職員の給与についても考え方を提示）
- ・ <一般行政経費（単独）> 地財計画で枠として計上。減額要素だけで全体を減額すべきとの議論は不適当。地方分権改革の進展により重要性は高まっていく
- ・ <歳出特別枠> これまで、純増ではなく他の歳出を削減して対応。今後、地方の経済活性化の取組は重要で、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保する必要
- ・ <財調基金、税収決算上振れ> 税収の決算と計画の乖離は中長期的に概ね相殺。基金への積立は年度間調整の観点から妥当。地財計画は地方の努力を促すしくみで、決算と計画の乖離を精算すると地方の努力を促す機能を損なう

（地方交付税の所要額の確保、臨時財政対策債の発行抑制）

- ・ 交付税の機能を発揮するため総額を安定的に確保。法定率を引き上げるべき。別枠加算は、法定率引上げができない中で設けられた措置
- ・ 臨時財政対策債の発行抑制努力を継続

2. 地方税のあるべき姿に向けた地方法人課税の見直し

・ 税源偏在が小さく、税収が安定的、応益課税といった地方税の原則に沿った地方法人課税改革が必要

（法人実効税率）

- ・ 法人課税税収の6割は地方財源。税収中立確保のため課税ベースの拡大が必要。法人課税の中で財源を確保
- ・ 法人事業税の外形標準課税の拡充を実施すべき。頑張る企業が報われる税制であり、経済成長の方向性と両立

（地方法人課税の偏在是正）

- ・ 与党税制改正大綱を踏まえ、更なる偏在是正案を検討

3. 財政健全化のための地方のマネジメント強化

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定を促進、地方公会計の整備を促進し、共通システムを国が一括整備、公営企業会計の適用を促進、クラウド化等行政のICT化で、質の向上・運用コストの削減

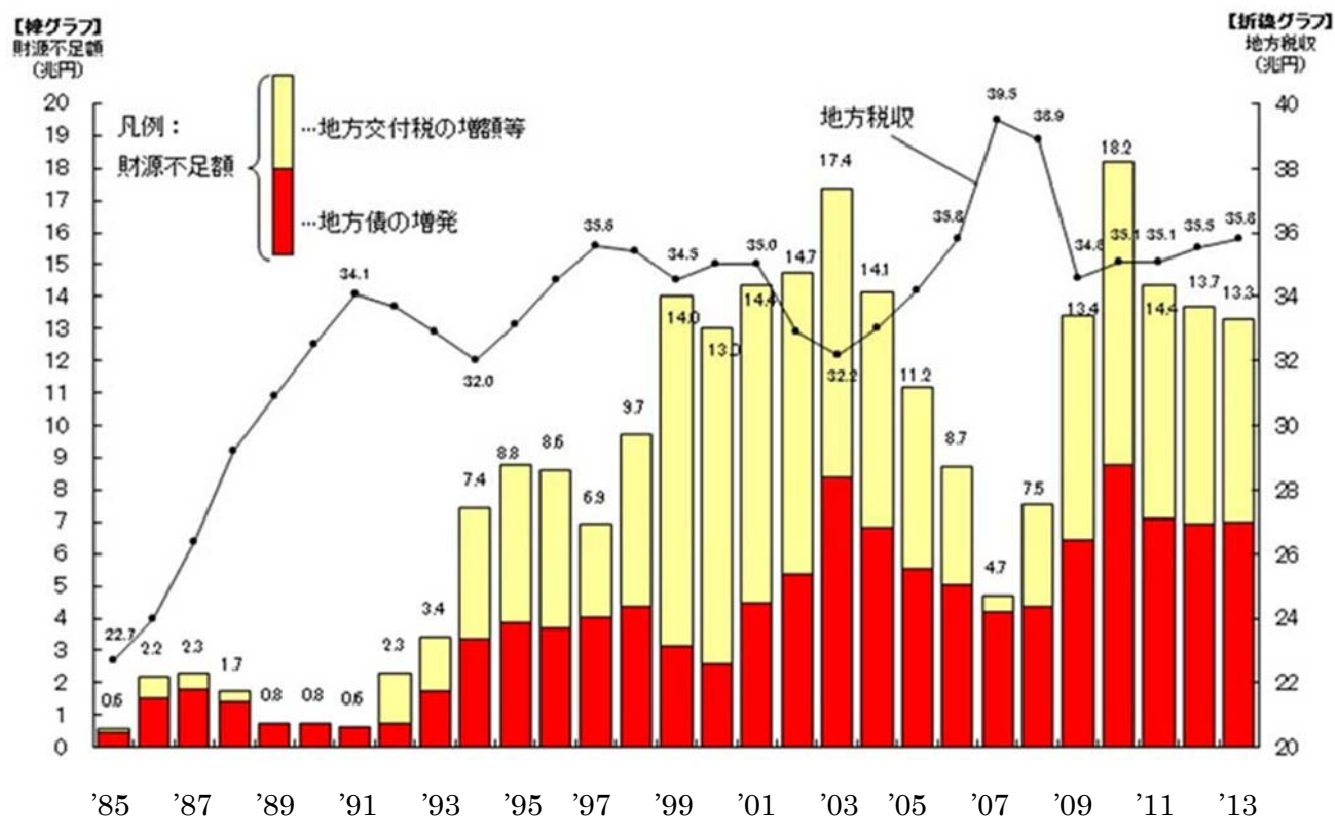
2. 歴史の後ずさり

(1) 地方税収入の停滞

1998 年度（平成 10 年度）「努力した者が報われる税制」

1999 年度（平成 11 年度）「国際水準並みの引下げ」

地方税収と地方財政の財源不足の推移



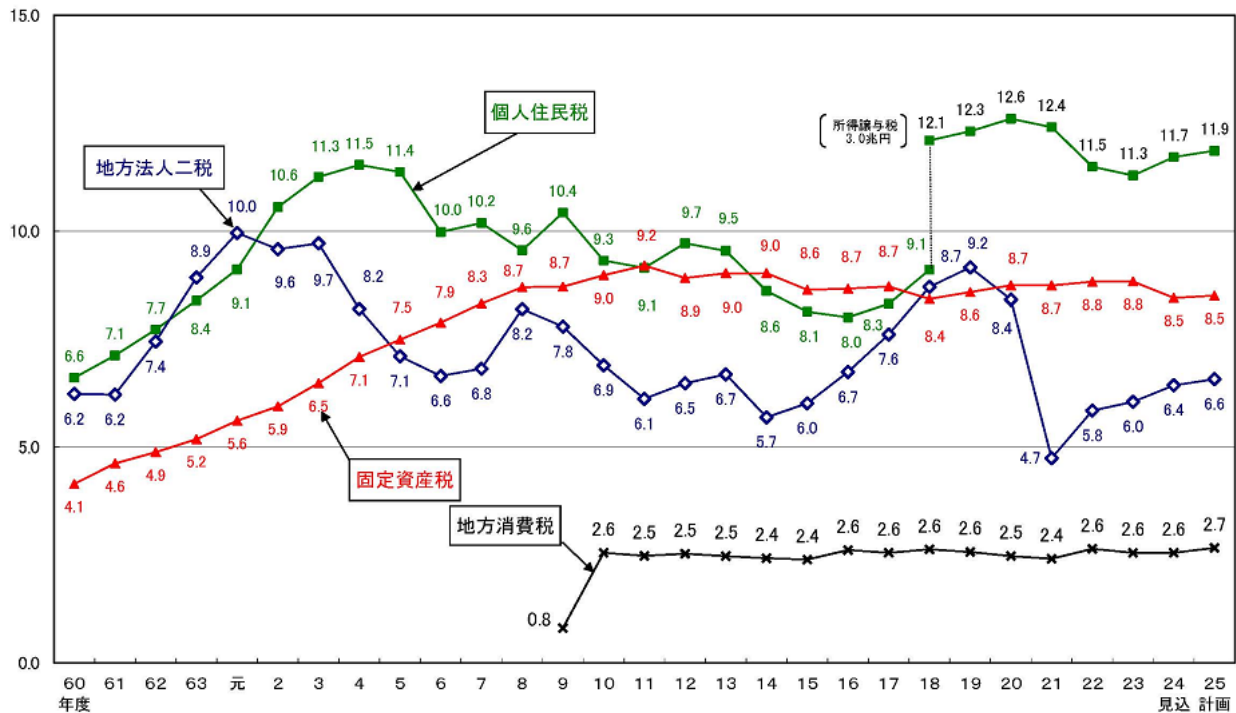
(注) 地方税収は超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。また、2011 年度までは決算額、2012 年度は決算見込額、2013 年度は地方財政計画額である。

(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の数である（2013 年度は当初）。

出所：

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/12/02/25zen4kai6_1.pdf

主要税目（地方税）の税収の推移

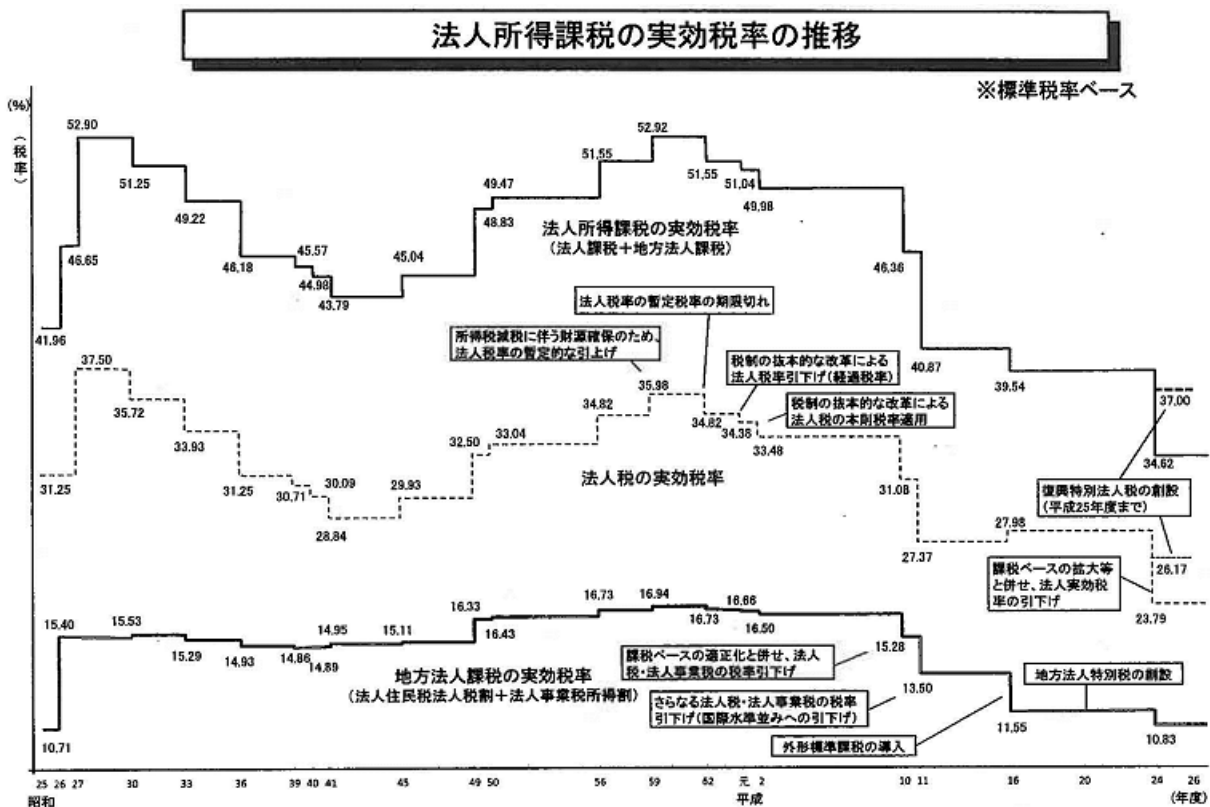


(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
2 平成23年度までは決算額、24年度は決算見込額、25年度は地方財政計画額である。

出所：税

調議事録より http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/08/02/25zen2kai3.pdf

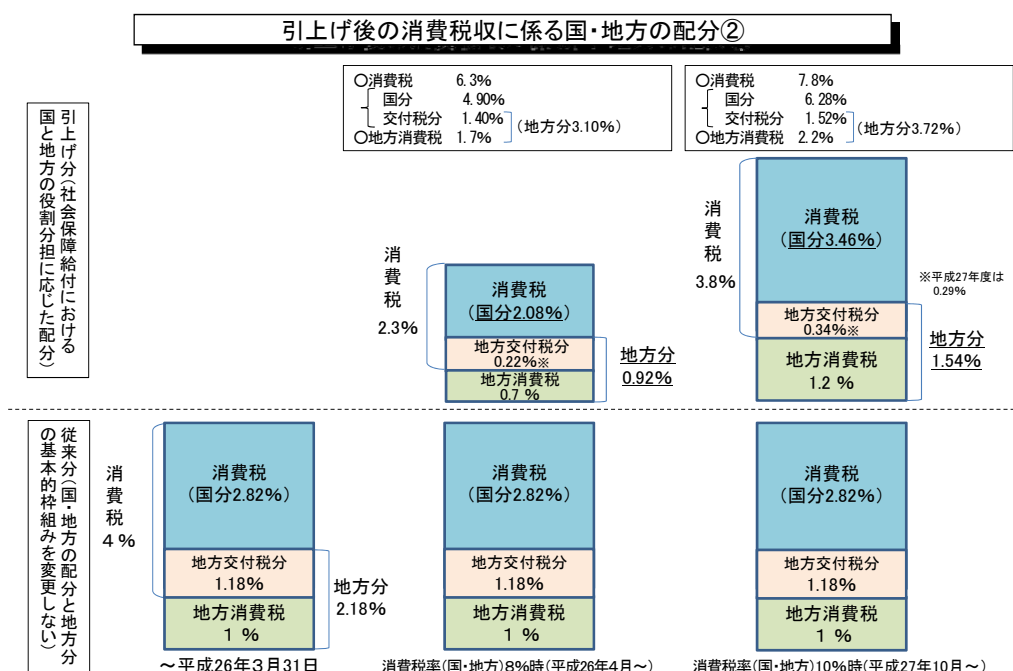
(2) 法人所得課税の実効税率の推移



(注) 1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。
なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
2 平成元年までの実効税率は、配当経課制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。
4 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
5 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したものの。

3. 社会保障・税一体改革の行方

(1) 消費税・地方消費税の増税と税源配分



(2) 地方法人特別税・譲与税の改革

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、**偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則**。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、**地方交付税制度で対応することが原則**。
- **地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置**。
- **地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき**。
- **地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、**
 - ・ **法人住民税法人税割** → **都道府県分及び市町村分の交付税原資化**
 - ・ **法人事業税所得割** → **外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)****を目指すべき**。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に還元することを基本に検討すべき。法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

(参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
- ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地方法人課税の偏在是正

平成26年度与党税制改正大綱

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

1 法人住民税法人税割の交付税原資化 (交付税特別会計に直入)

- (1) 住民税の縮小 [消費税8%段階]
- | | | | |
|---------|-------|---|----------|
| (都道府県分) | 5.0% | → | 3.2% |
| (市町村分) | 12.3% | → | 9.7% |
| | | | (▲ 4.4%) |
- (2) 地方法人税の創設・拡充 4.4%

2 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上

※「平成26年度地方財政計画の概要」に記載

3 地方法人特別税・譲与税制度の見直し

[消費税8%段階]

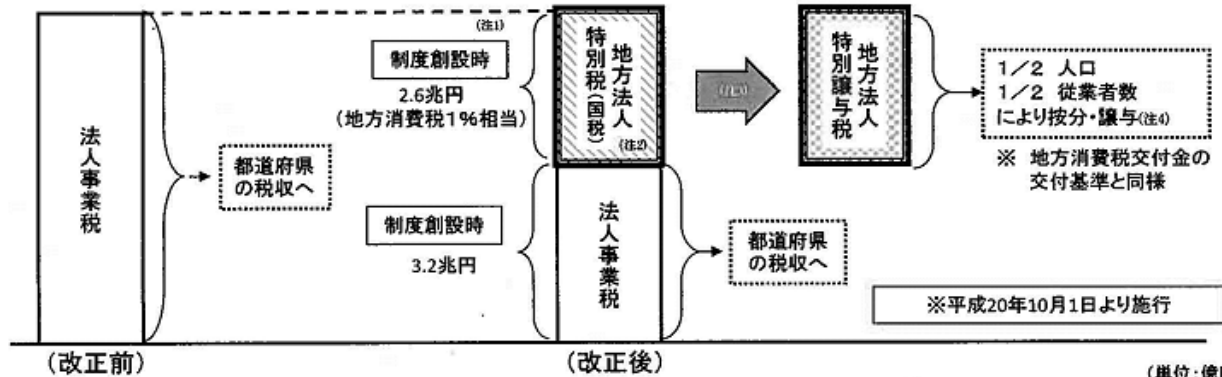
地方法人特別税	4.3%	→	2.9%
			※規模を2/3に縮小
法人事業税所得割	2.9%	→	4.3%
付加価値割	0.48%	→	0.48%
資本割	0.2%	→	0.2%

※ 法人事業税の外形標準課税化の規模に応じて見直しのあり方を考える必要があることに留意。

地方法人特別税・譲与税創設の考え方

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として創設

(平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元)

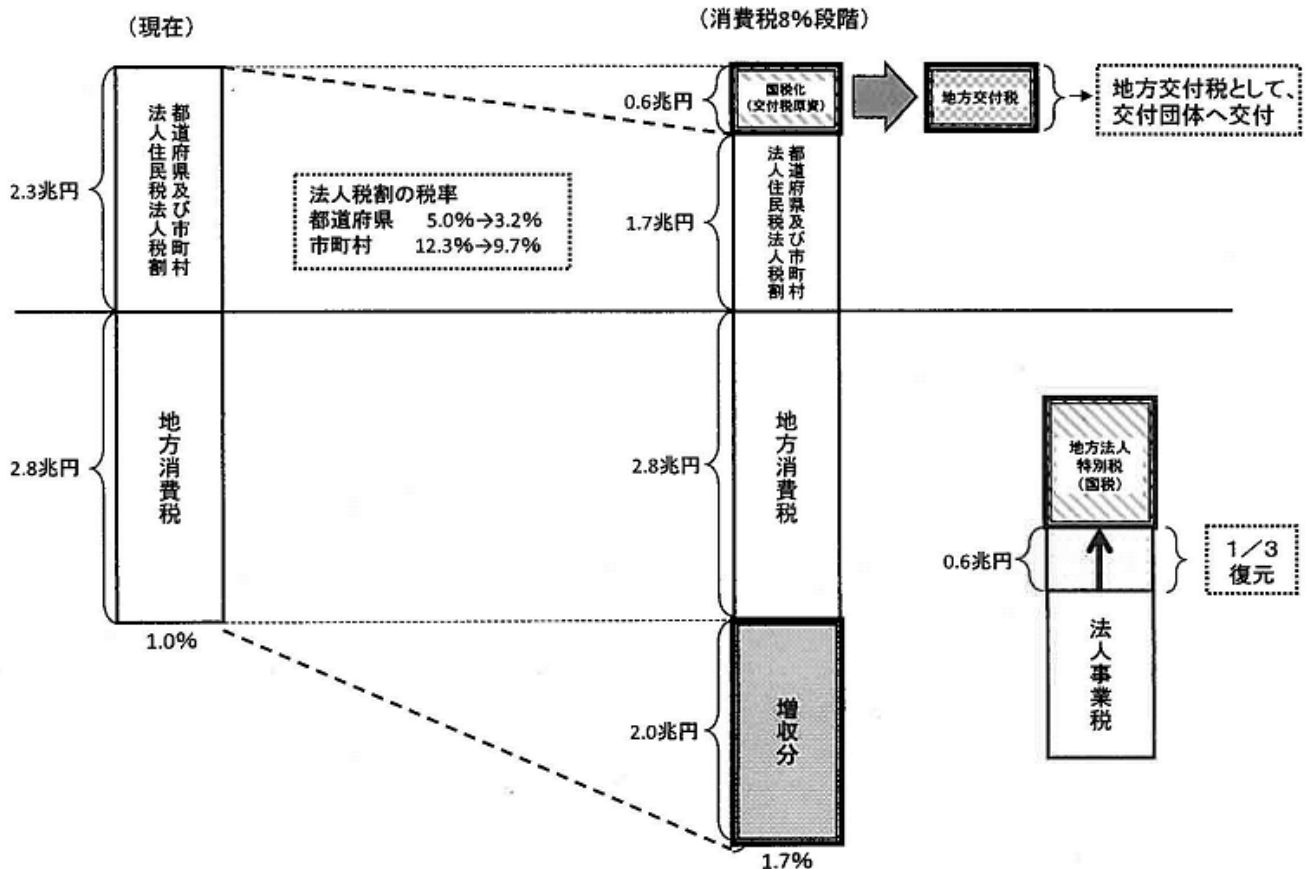


税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

(単位: 億円)

	制度創設時の想定	H24実績	H25実績(推定)	H26地財
地方消費税1%相当額	26,000	25,511	26,485	25,347
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	16,709	19,803	21,829
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,611	▲2,529	▲2,384
東京都	▲3,197	▲974	▲1,906	▲1,728
愛知県	▲414	▲189	▲275	▲253
大阪府	▲265	▲214	▲221	▲247

法人住民税法人税割の交付税原資化について



「地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見」（概要）

（平成19年11月16日地方財政審議会）

第一 地方公共団体における財政力格差

- 地方歳出の抑制、特に財政力の弱い団体における地方交付税の抑制と、地方法人二税の急速な回復に伴う地域間の税收差の拡大を背景として、地方公共団体間の財政力の格差の是正問題が喫緊の課題に。

地方一般歳出の削減状況（平成11年度→平成17年度の削減率）

地方全体▲14.6% 財政力指数0.3未満の県▲24.3% 人口5,000人規模の町村▲24.9%

第二 財政力格差の拡大に対する基本的な対応方針

- 財政力格差の拡大への対応策の基本は、偏在度が小さい地方税の充実強化と、地方交付税制度の機能の適切な発揮。
- 偏在度の小さい地方税体系の構築は、消費税を含む税体系の抜本的改革等と一体的に行うべきであるが、財政力格差の拡大に早急に対応するため、先行的に地方税收の偏在是正策を講じることが必要。
- 地方交付税の財源調整・財源保障機能を適切に発揮するために必要な地方交付税総額の充実確保、さらに各地方公共団体自身の税源涵養等の施策への取組みも必要。

第三 地方税收の偏在是正に向けた具体的な方策

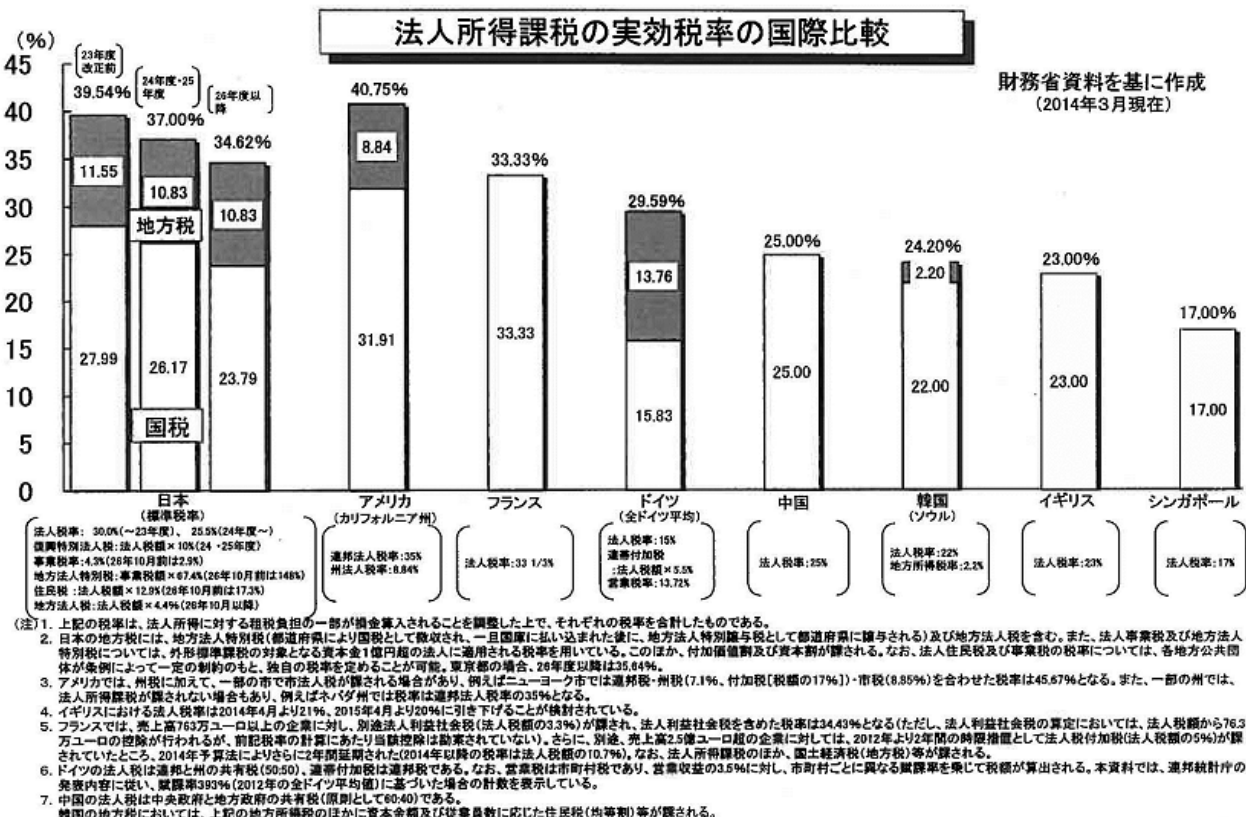
- 地方税收の偏在是正に当たっては、あるべき地方税体系に向けた改革との整合性を十分に考慮すべき。
- 偏在度の小さい地方税体系の構築は、地方消費税の充実を基軸に改革を行うべき。
- 税收の偏在性・安定性の観点から、国・地方を通ずる税体系全体の中で、法人所得課税について、国・地方の税源配分のあり方を検討するべき。
- 早急に地方税收の偏在是正を行う場合には、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討するべき。
- 地方税收の偏在是正に関し、地方法人二税の税收を地方公共団体間で水平的に配分するとの考え方は、受益と負担の関係を完全に分断する等、税理論上成立し得ない。

第四 地方交付税制度の適切な機能の発揮

- 地方交付税については、地域の再生・活性化や地域住民が将来にわたって安心できるための施策に必要な財源を確実に確保する必要。
- 各地方公共団体に交付すべき地方交付税の算定に当たっては、こうした施策に要する財政需要を適切に反映させる必要。

4. 法人所得課税の実効税率の引下げ問題

(1) 実効税率の国際比較



国・地方の一般政府支出(対GDP比)及び法人所得課税の実効税率の国際比較

未定稿

地方の一般政府支出(GDP比)が大きい国では、わが国と同水準以上の地方法人所得課税が行われている例が多い。

(単位: %)

		日本	ドイツ	カナダ	アメリカ	韓国	フランス	英国
一般政府支出 (GDP比) 2011年	国	4.0	2.2	4.1	8.3	7.5	9.7	14.5
	地方 (州を含む)	11.2	10.5	21.8	11.8	9.1	8.7	9.4
実効税率 2013年	国	26.2	15.8	15.0	32.8	22.0	34.4	23.0
	地方 (州を含む)	10.8	14.4	11.3	6.3	2.2	—	—

(出典)

・一般政府支出: 国民経済計算確報及びOECDデータ(National Accounts)に基づき作成。

・実効税率: OECD Tax Database C. Corporate and capital income taxes Basic (non-targeted) corporate income tax rates

(注) 1. 一般政府支出割合の基となる数値は、2011年(度)の各国の中央政府及び地方政府の最終消費支出及び公的資本形成の合計値。

2. 実効税率はいずれも標準税率により、付加税を含め、また所得控除の対象となる地方税を考慮し算出。

3. 累進課税制度を採用する国にあっては、最高税率により実効税率を算出。

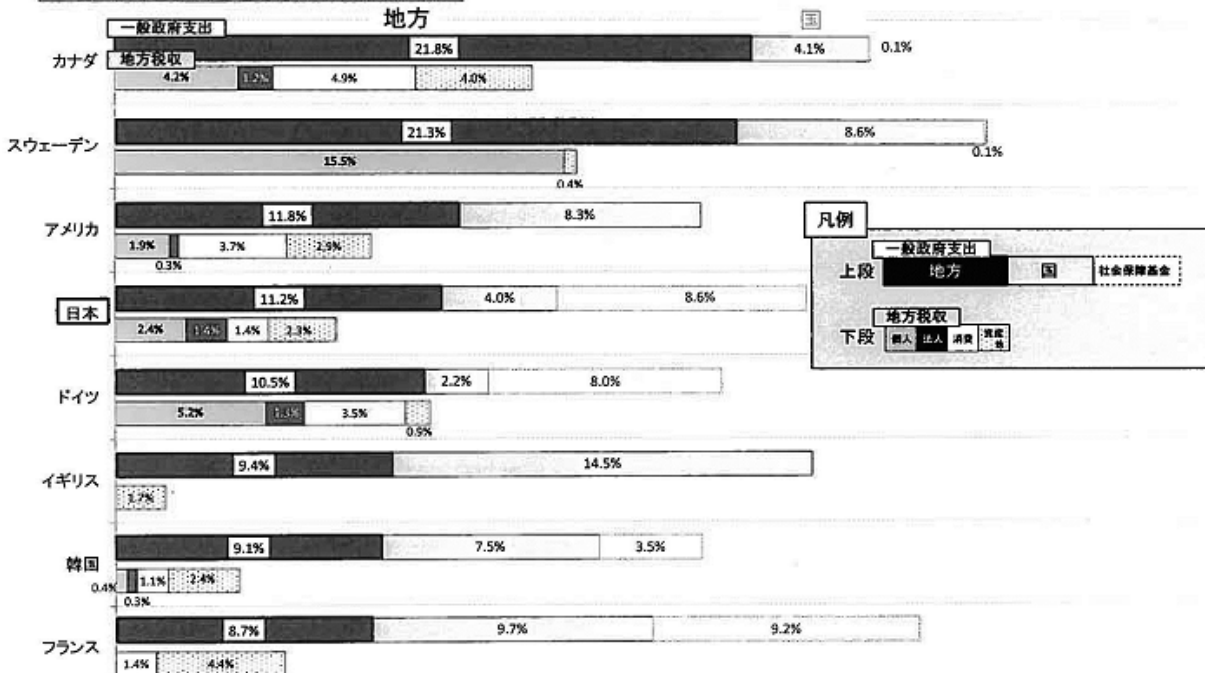
4. 日本の国の実効税率は、法人税25.5%に復興特別法人税の税率10%分を加えて算出。

5. 米国の地方の実効税率は、各州の法人所得課税の最高税率の加重平均したもの。

一般政府支出及び税収構成の対GDP国際比較（2011年）

- 一般政府支出のうち地方分のGDP比が高い国では、地方税収のGDP比も高い。
- 地方税収の多い国では、個人所得課税と法人所得課税が一定のウェイトを占めている。

一般政府支出のうち地方分のGDPが高い順



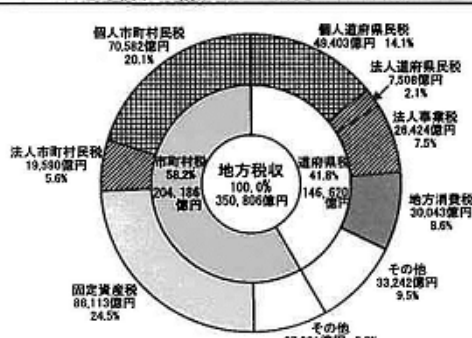
(注) 1 OECD統計による2011年の数値である。ただし、統計上日本は年度の数値であり、日本以外は暦年の数値である。
 2 各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 3 一般政府支出は「最終消費支出 (final consumption expenditure)」と「公的資本形成 (gross capital formation)」の合計である。
 4 スウェーデンの勤労所得税 (国) は、一定以上の所得への課税であり、中・低所得者への税額控除を含めると税収はマイナスとなる。

(2) 地方財源問題としての法人所得課税

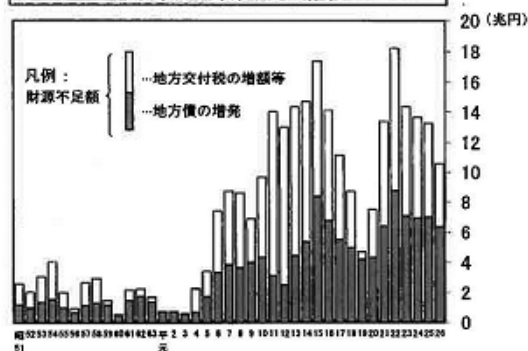
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方財政は、地方税収(35.1兆円)の約3割に相当する巨額の財源不足(10.6兆円)が生じており、極めて厳しい状況にある。
- 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)



地方財政の財源不足の推移



法人関係税収の国・地方の配分(平成26年度予算・地方財政計画ベース)

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。

税金総額: 17.6兆円		国税		地方税			
法人税 (10.0兆円)		地方法人特別税 (2.2兆円)		法人事業税 (2.8兆円)		法人住民税 (2.7兆円)	
国分	地方交付税原資分 (法人税 × 34%)	所得割	所得割	所得割	法人税割	割均等	
6.6兆円 (37.7%)	3.4兆円 (19.4%)	2.0兆円 (11.4%)	1.8兆円 (10.1%)	0.4兆円 (2.4%)	2.2兆円 (12.4%)	0.5兆円 (3.0%)	
地方法人税 (3兆円)		収入割 0.2兆円 (1.1%)		収入割 0.2兆円 (1.2%)		資本割 0.2兆円 (1.3%)	
※ 図中の網掛けは、地方分の法人所得課税を示す。							
地方分 10.9兆円 (全体の 62.3%)							

法人課税の概要(平成26年度改正ベース)

※ 税収はH26収入見込額

法人税 (国)	※ 税収の34%は地方交付税の原資	所得	× 税率 25.5%	=	法人税額
10.0兆円					
地方法人税 (国) ※新設	※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部(約0.6兆円) を国税化したもの	法人税額	× 4.4%		
					※ H26.10.1以後適用税率

法人住民税 (県・市)	法人税割	市	法人税額	× 12.3% (9.7%)	1.6兆円
2.7兆円		県	法人税額	× 5% (3.2%)	0.6兆円
	均等割				※ ()内はH26.10.1以後適用税率 0.5兆円
法人事業税 (県)	【資本金1億円超の普通法人】 2.8兆円	所得割	所得	× 7.2%	2.2兆円
4.8兆円 (2.2兆円)		外形標準課税	付加価値額 (収益配分額+準年度損益)	× 0.48%	0.4兆円
※ ()内は地方法人特別税 (内数)			資本金等の額	× 0.2%	0.2兆円
	【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 1.6兆円	所得割	所得	× 9.6%	1.6兆円
	【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 0.4兆円	収入割	収入金額	× 1.3%	0.4兆円

(3) 実効税率引下げを迫る動き

法人税改革にあたっての基本認識と論点(抄) (平成26年6月5日自民党税制調査会、公明党税制調査会)

【法人税改革の基本的認識 成長につながる法人税の構造改革】

- より広く課税を行いつつ、稼ぐ力のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた取組み、新たな技術の開発や新産業などへの挑戦がより積極的になり、それが成長につながるような法人税改革を行う必要がある。
- このためには、欧米各国が行ってきた「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という法人税の構造改革を行うことが求められる。

【応益課税の考え方に基づく地方法人課税の改革】

- 国・地方の法人税率の3分の1が地方法人課税のものである。このため、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な要素を占める。
- インフラ整備や治安、社会保障など、行政サービスの多くは地方公共団体が直接の担い手となっていることに鑑みれば、地方法人課税については、応益課税の考え方が重要である。このため平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も、公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要がある。
- また、平成26年度与党税制改正大綱においては、地方法人課税について、税源偏在の是正や、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずることとしており、今回の見直しにおいてはこれと整合性をとりながら進めていく必要がある。

【財政健全化との関係】

- 2020年度の国・地方を通じたプライマリーバランス黒字化目標は必ず達成しなければならない。これは国際会議の場で発信されてきた公約であり、その実現に向けた取組みに懸念が持たれれば、国内外の市場からの信認を失い、国債金利の急激な上昇を招きかねない。
- 交付税原資を含めれば、国・地方を通じた法人課税による税収の6割強が地方財源であり、この財源を使い地方団体によって国民に対する多くの行政サービスが行われていることも踏まえる必要がある。このため、法人課税の改革に当たっては、国・地方を通じ、恒久的な財源、制度的に担保された安定財源を確保する必要がある。

平成26年6月24日
閣議決定

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

(法人税改革)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(概要)

1 法人税改革の趣旨

- 今回の改革の主な目的は次の2つ。
 - ・ 第1は、立地競争力を高めるとともに、我が国企業の競争力を強化するために税率を引き下げること。
 - ・ 第2は、法人税の負担構造を改革すること。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げること、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にし、利益を上げている企業の再投資余力を増大させ、また収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくこと。
- 地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱。応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要。外形標準課税について、一段の見直しが必要。
- 法人税改革に当たっての重要な課題は、財政再建との両立。法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。法人税の枠内で税収中立を図るのではなく、法人税改革に関連し、他の税目の見直しも必要。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則。

2 具体的改革事項

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 租税特別措置の見直し (2) 欠損金の繰越控除制度の見直し (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し (4) 減価償却制度の見直し (5) 地方税の損金算入の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業税や固定資産税等が損金算入されることで、地方の超過課税や免税措置が国税及び国税と連動する住民税や事業税の課税ベースを変動させる。 ○ 地方独自の措置が国や他の地域に影響することを考慮 | <ul style="list-style-type: none"> すれば、地方税の損金不算入化が考えられる。 (6) 中小法人課税の見直し (7) 公益法人課税等の見直し (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に) <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人事業税における外形標準課税について、付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべき。その際は、創業者や中小法人への配慮などを検討すべき。 ○ 法人住民税均等割についても、増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべき |
|---|--|

3 法人税改革と併せて検討すべき事項

- (1) BEPSプロジェクトを踏まえた国際課税の見直し
- (2) その他の対応
 - (a) 資本所得課税、(b) 給与所得課税、(c) 住民税や固定資産税、(d) その他

法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(抄)

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」(『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』)

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

また、外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方 (平成19年11月政府税制調査会)(抄)

第2 各論

2. 法人課税

(4) 地方法人課税

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、平成15年度税制改正において導入されたところである。

外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである。

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見 (平成26年6月5日地方財政審議会)(抄)

第二 地方税財政改革の方向

2. 地方税のあるべき姿に向けた地方法人課税の見直し

(2) 法人実効税率のあり方

(法人課税と地方財源)

法人税改革に当たっては、単なる税率の引下げによる減税を行うことは不適當であり、税収中立を確保すべきである。このため、法人実効税率を引き下げるのであれば、課税ベースの拡大等により、法人課税の中で財源を確保する必要がある。むろん、償却資産に対する固定資産税など他の地方税を軽減する余裕はない。

(外形標準課税の拡充)

こうした観点から、法人実効税率の引下げを地方税において検討するのであれば、かねてから政府税制調査会等で指摘されてきた法人事業税の外形標準課税の拡充を実施すべきである。

外形標準課税は、法人事業税の性格の明確化、税負担の公平性の確保、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する。特に、法人所得に対する税負担を軽減する一方、黒字・赤字に関わらず、付加価値等に対して課税するものであることから、頑張った企業が報われる税制である。

その拡充は、地域経済を牽引する企業の努力を後押しし、地域経済の活性化等を通じて我が国の経済成長を図るアベノミクスの方向性と両立する改革である。

付加価値割の拡大は、賃金や雇用に悪影響を及ぼすのではないかという指摘があるが、付加価値割は、報酬給与額が増加しても単年度損益と相殺されることにより税額が一定しており、雇用安定控除も講じられている。

(3) 地方法人課税の偏在是正

平成26年度税制改正では、消費税率8%段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資化するとともに、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元させるという見直しを行った。これらの改正内容は、これまで当審議会が述べてきた地方法人課税のあり方に関する見直しの方策に沿ったものであり、評価すべきものである。

さらに、消費税率10%段階の方策については、平成26年度与党税制改正大綱において、「法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされており、これを踏まえてさらなる偏在是正方策を検討する必要がある。

(4) 独立税化としての外形標準化

外形標準課税に関する政府税制調査会答申

平成15年度における税制改革についての答申 ―あるべき税制の構築に向けて― (抄)
(平成14年11月 政府税制調査会答申)

第二 平成15年度税制改正における個別税目の改革

二 法人課税

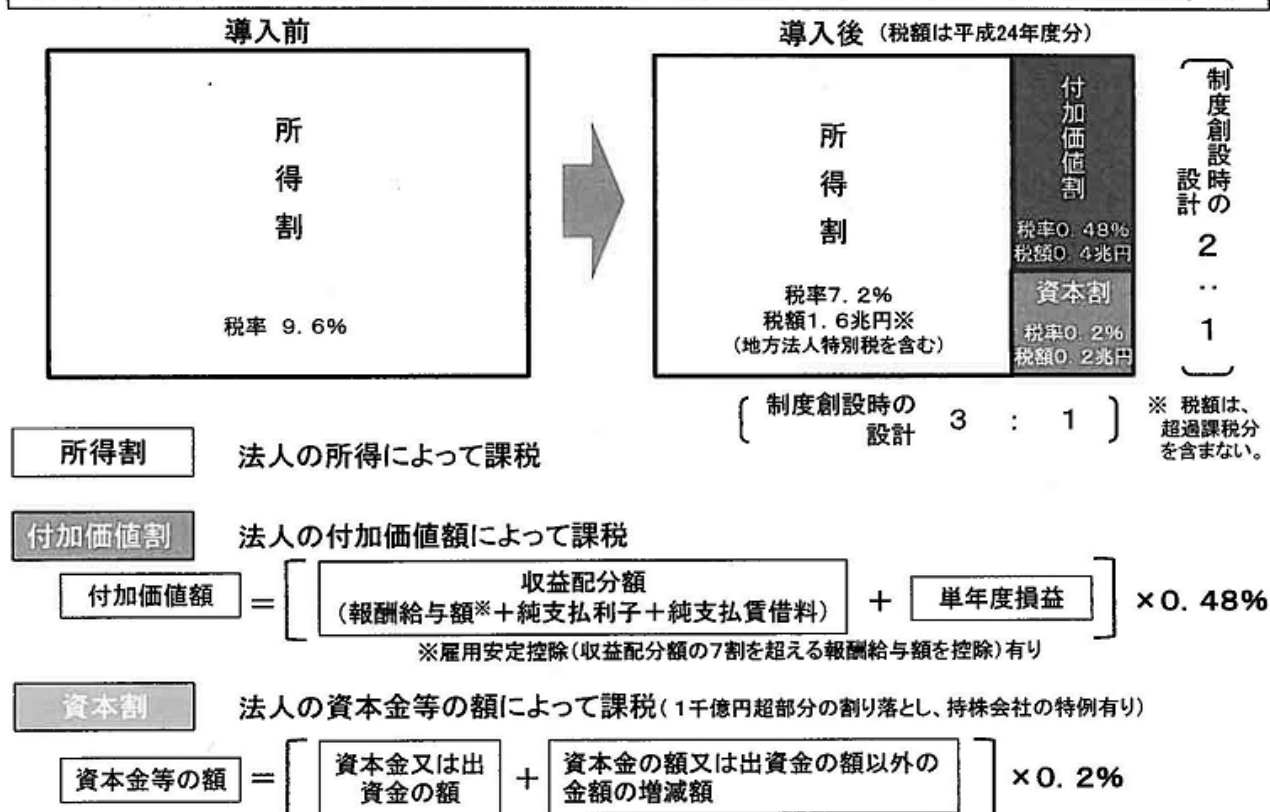
2. 法人事業税(外形標準課税の導入)

法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。

外形標準課税については、厳しい景気の状態を踏まえ慎重に対処すべきとの意見もあったが、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきである。

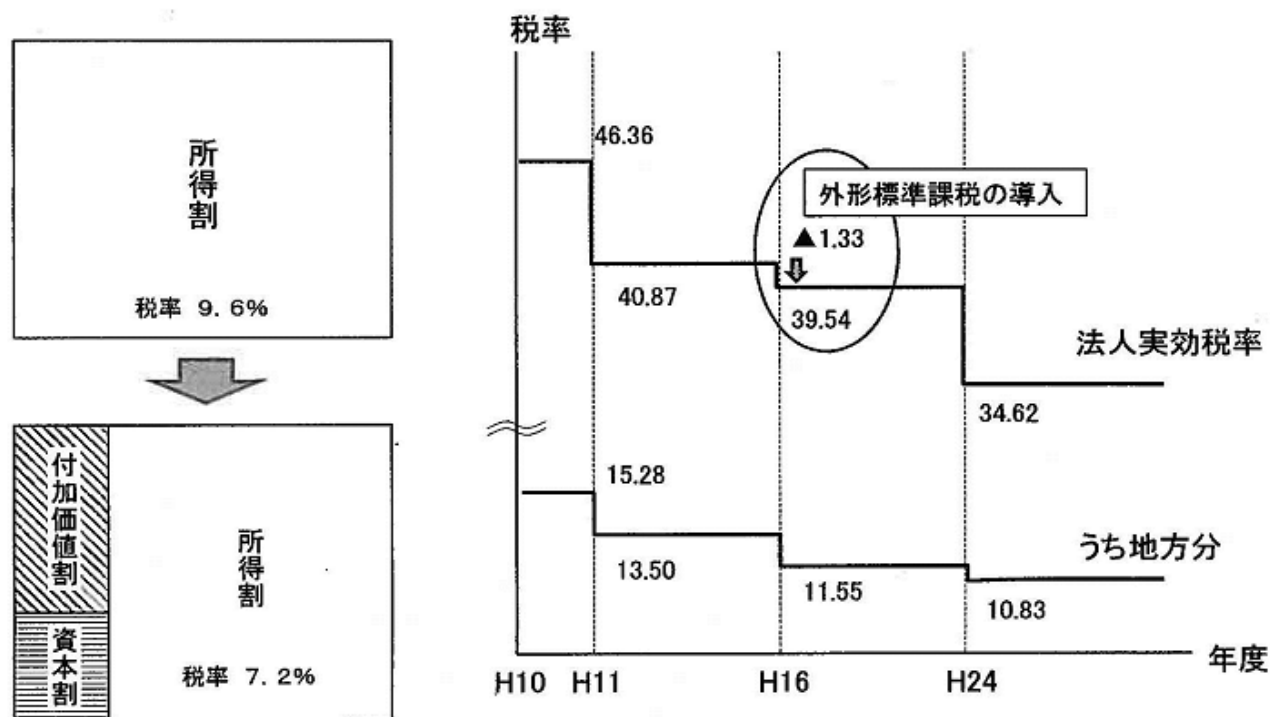
外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))



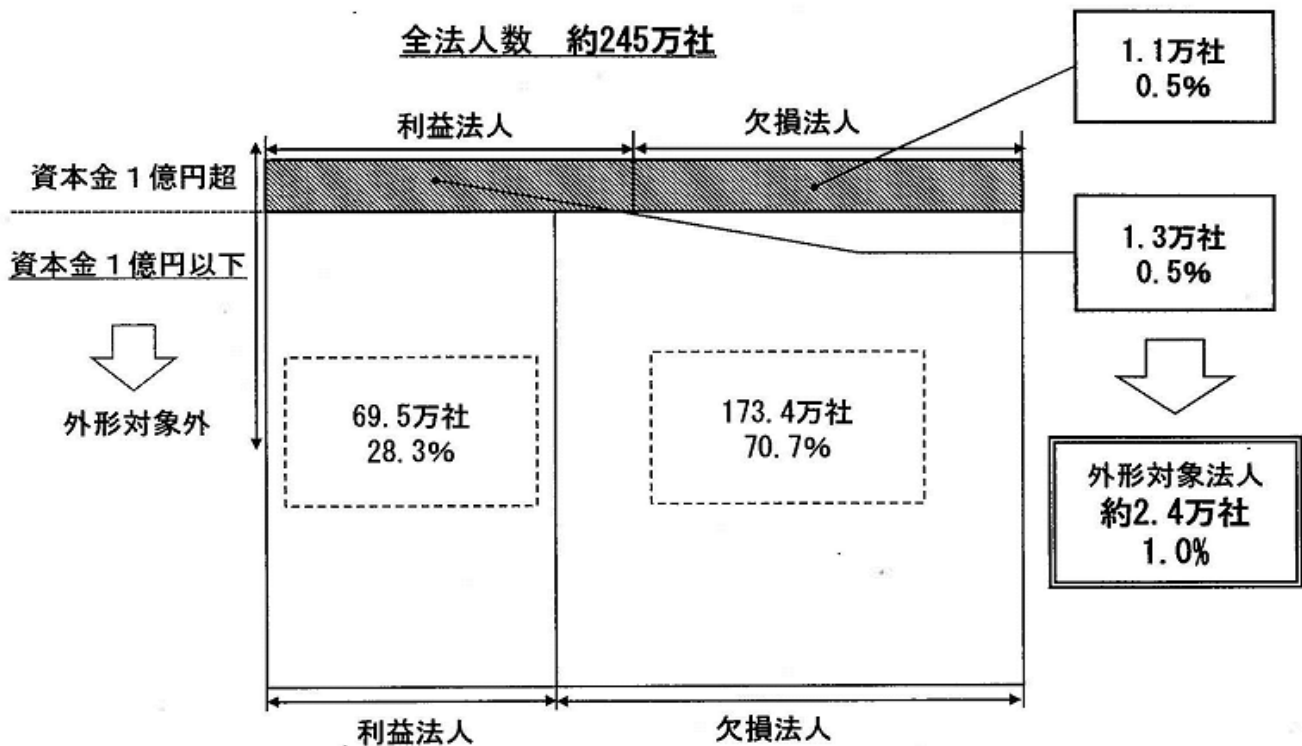
外形標準課税導入と法人実効税率

平成16年4月から資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税所得割の1/4に外形標準課税を導入したことにより、国・地方を通じた法人実効税率は1.33%低下 ※標準税率ベース



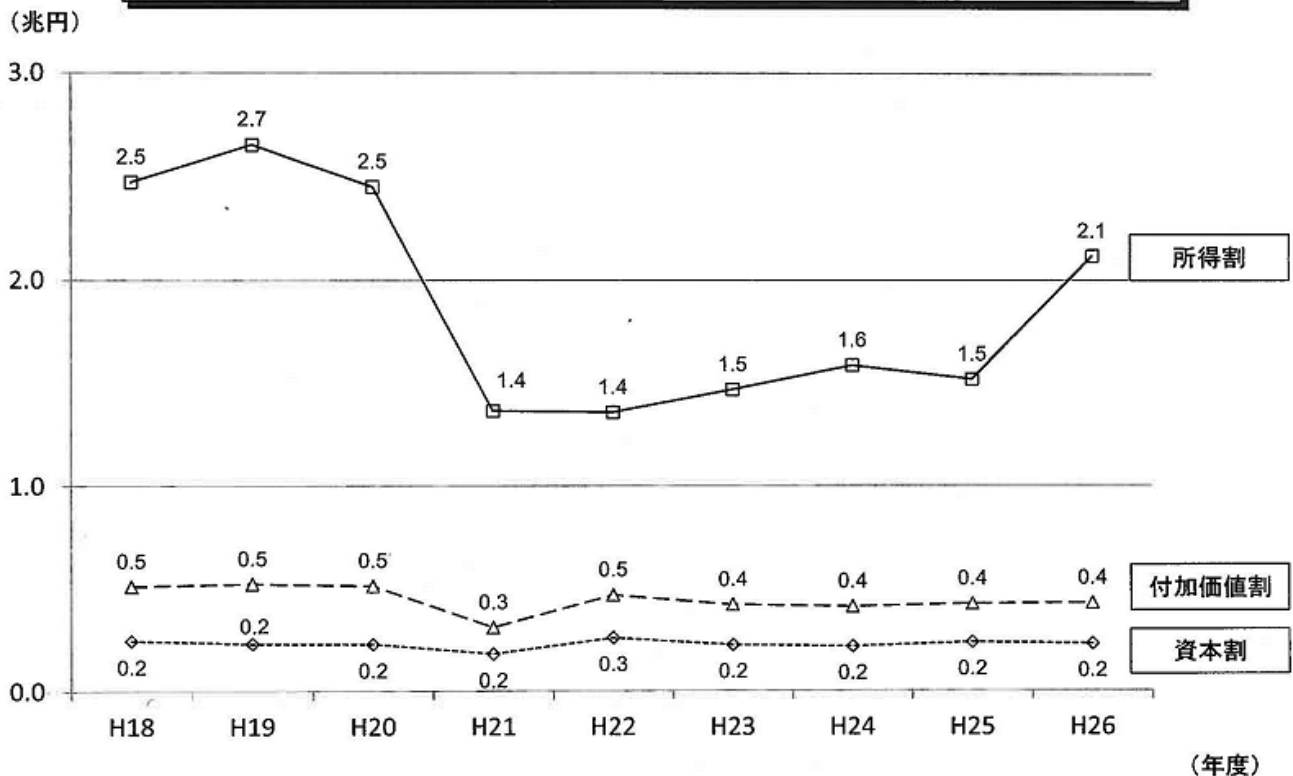
東京都ベースでは、外形標準課税の導入により1.36%低下した。

外形標準課税対象法人数（平成24年度）



（注） 法人数は、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人（2,220社）は含まれていない。

外形標準課税対象法人における所得割・付加価値割・資本割の税収推移

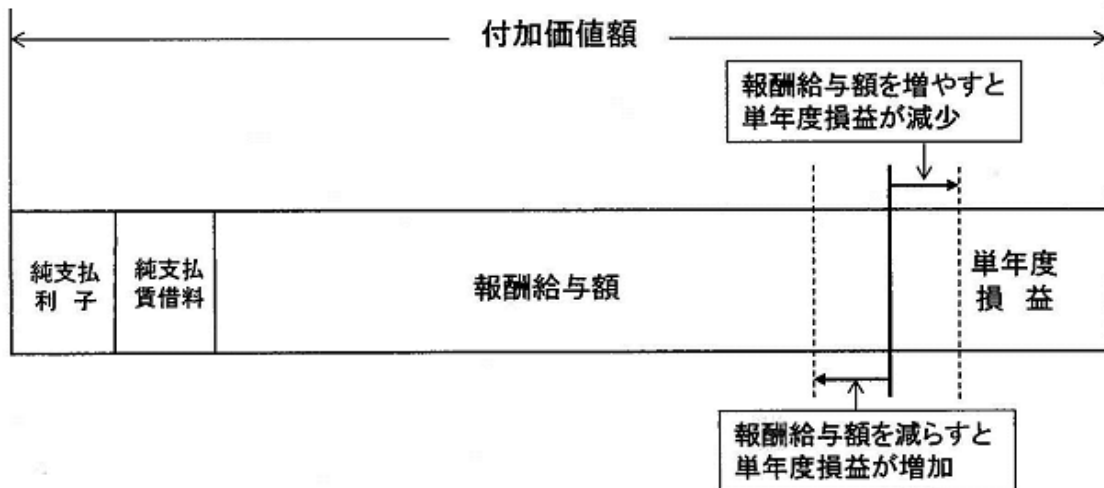


（注） 各割ごとの税収は、決算値であり、超過課税分を含まない。また、平成25、26年度は地方財政計画ベースの数値。

付加価値額と報酬給与額の関係

付加価値割

$$\text{付加価値割額} = \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.48\%$$



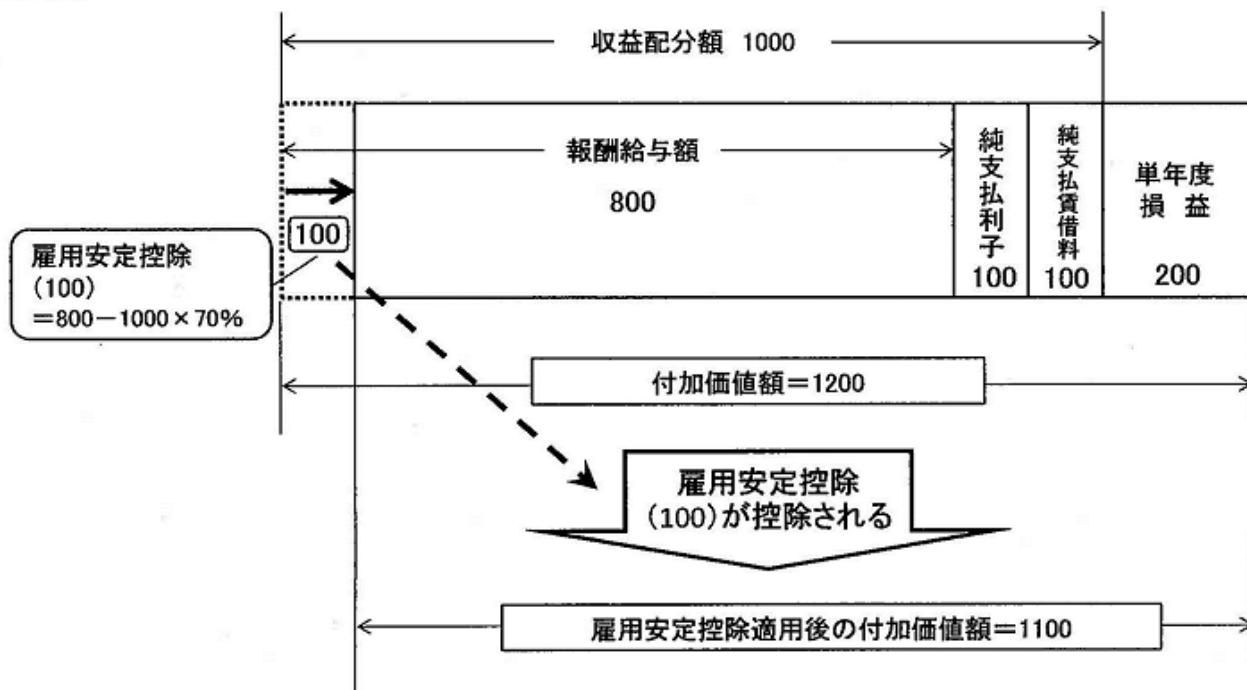
報酬給与額が増減しても単年度損益と相殺されることにより
付加価値額は変わらず、税額は一定

雇用安定控除について

報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

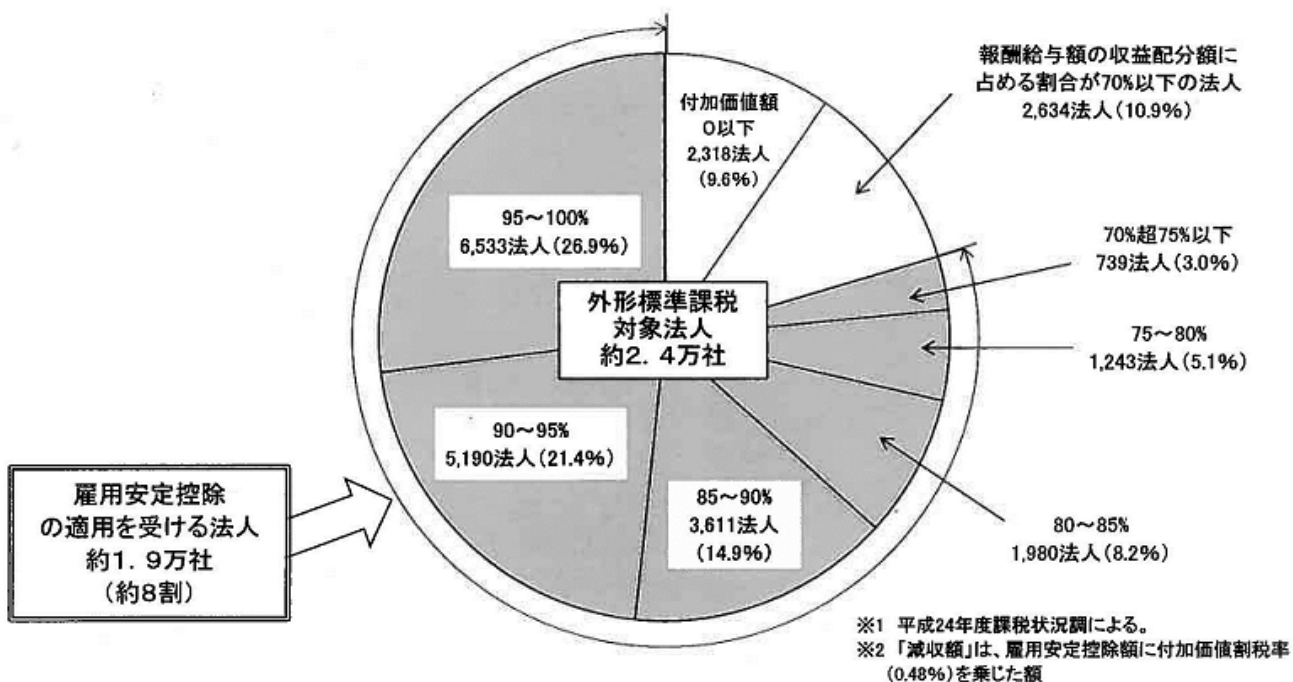
$$\text{雇用安定控除額} = \text{「報酬給与額」} - \text{「収益配分額」} \times 70\%$$

【具体例】



雇用安定控除の適用状況について

- 約8割の法人において雇用安定控除の適用により税負担が軽減されている。
- 雇用安定控除による減収額は約727億円 ※ 付加価値割税率 4.128億円



わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）
（平成12年7月 政府税制調査会答申）

2. 法人事業税

（4）法人事業税への外形標準課税の導入

③ 望ましい外形基準のあり方

イ. 外形基準の四つの類型の特徴等

（イ）事業活動価値

- a. 法人の事業活動の規模は、その事業活動によって生み出された価値の大きさという形で把握することが可能と考えられます。

事業活動によって生み出された価値の算定については、生産要素である労働、資本財及び土地等への対価として支払われたものが当該価値を構成すると考えられることから、法人の各事業年度における利潤に、給与総額、支払利子及び賃借料を加え、通算することによって行うことができます（この方式によって算定したものを以下「事業活動価値」（仮称）と言います。）。

- b. 事業活動価値は、事業活動によって生み出された価値に着目して法人に負担を求める税の課税標準として、法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示すと同時に、各生産手段の選択に関して中立性が高いものとなると考えられることから、外形基準としては理論的に最も優れていると考えられます。

（ニ）資本等の金額

- a. 資本金に資本積立金を加えた金額（以下「資本等の金額」と言います。）も、法人の規模をある程度表しており、事業活動の規模もある程度示すものであると考えられ、納税・課税事務の負担の少ない簡素な課税の仕組みとして、資本等の金額に着目した仕組みを考えることができます。

- b. しかし、法人の事業活動規模を適正に反映させるという観点からは、法人事業税全体をこの形に改革することは現実的ではなく、所得基準による課税や他の外形基準による課税と組み合わせるよう検討すべきであると考えます。

⑤ 導入の時期

法人事業税への外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な地方税源の確保に資すること、応益課税としての税の性格の明確化につながることも、地方の行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を負担することを通じて、税負担の公平化につながることも、さらに、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益を上げることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革の促進に資すること等の重要な意義を有する改革であり、きわめて厳しい地方財政の現状等を踏まえれば、すべての都道府県において幅広い業種を対象に、薄く広く負担を求める外形標準課税について、景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。

「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（抄）
（平成19年11月 政府税制調査会答申）

第2 各論

2. 法人課税

（4）地方法人課税

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、平成15年度税制改正において導入されたところである。

外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである。

5. 地方財政を有効に機能させるために

地方交付税とは

- 国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはというお話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の22.3%、たばこ税の25%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%（※）

特別交付税＝交付税総額の6%（※）

※ 今回の交付税法等改正法（平成26年度当初予算関連）により、平成27年度まで上記割合を継続

交付時期：普通交付税 4、6、9、11月の4回に分けて交付

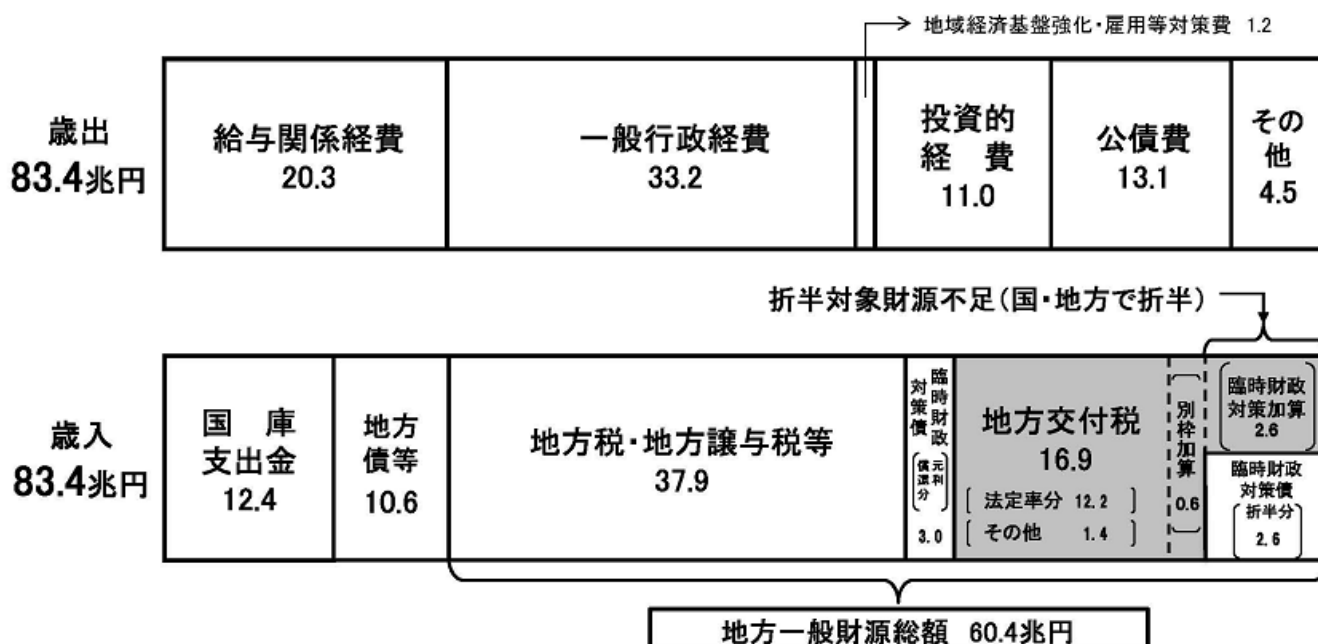
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12、3月の2回に分けて交付

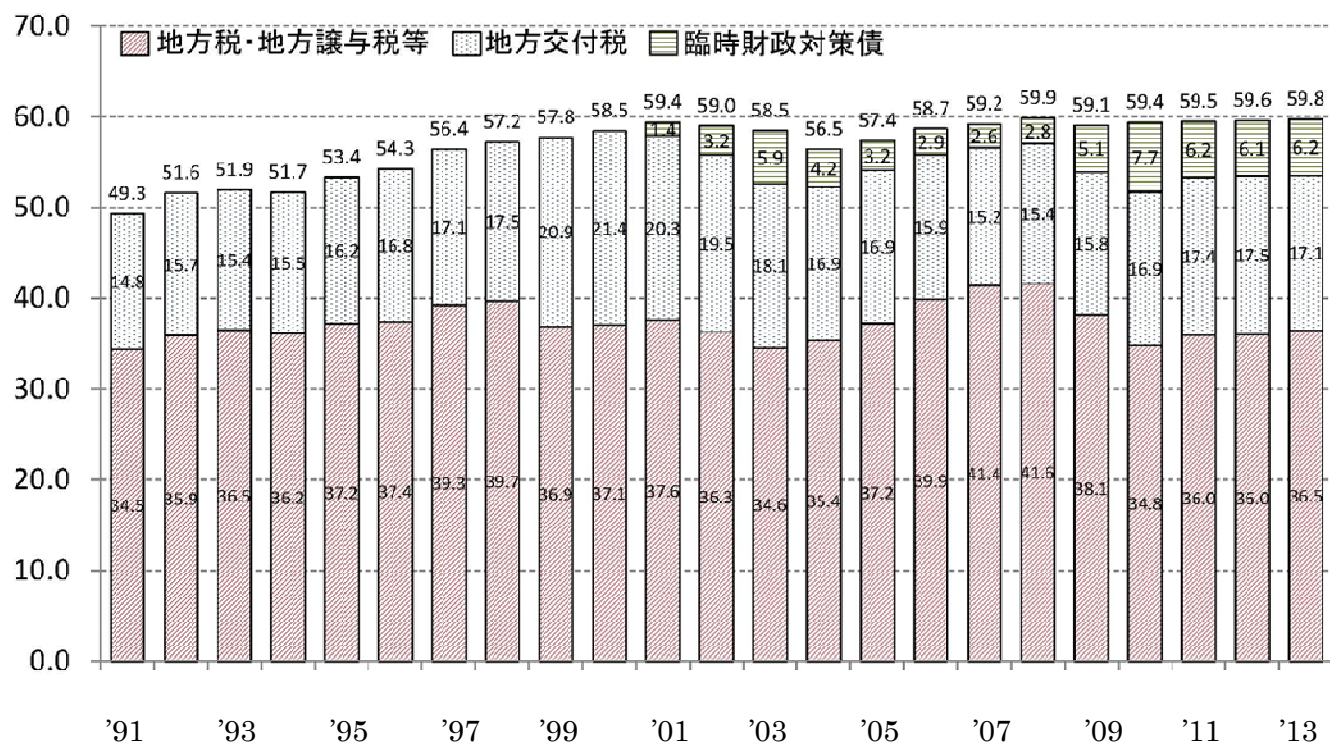
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

平成26年度地方財政収支

（単位：兆円）



地方一般財源総額



(注) 地方財政計画ベース

(注) 三位一体改革において、2006 年度に、国税から地方税へ約 3 兆円の税源移譲が行われた。

出所：総務省資料